

ベトナム裾野産業実態調査

2025 年 3 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

I. はじめに（調査概要）

ベトナムでは、2000 年代初頭から裾野産業の振興を促進するための政策立案が始まり、企業に適用される支援政策や優遇措置に関するさまざまな法整備が進められた。これらの優遇措置が実際に企業の活動に影響を与え始めたのは、2015 年に政府が公布した政令 111/2015/NĐ-CP が 2016 年 1 月 1 日に発効し、各施行細則が 2016 年以降、順次発効されてからのことである。それ以来、商工省によって 200 件以上の裾野産業プロジェクトが優遇措置の対象として認定されてきた¹。

こうした優遇措置の実態を明らかにするため、ジェトロは調査を実施した。この調査は、優遇措置を受けている企業（ベトナム企業および外資系企業）へのヒアリングを通じて、同制度の概要ならびにその運用状況を明らかにすることを目的としている。

2025 年 3 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ハノイ事務所

II. 裾野産業振興のための優遇政策

1. 優遇政策の背景・経緯

ベトナムでは、国内裾野産業の振興について 2000 年代初頭から議論されてきた。これは、日本企業がベトナムに投資を行う際に、現地でのサプライヤーの確保が困難であったことから、ベトナム政府に対して裾野産業の振興促進政策の制定を提案したことに端を発している。議論を経て、2007 年にベトナムは初めて「2020 年までのビジョンを含む 2010 年までの裾野産業振興計画」を策定し、工業省（現・商工省）は 2007 年 7 月 31 日付で決定 34/2007/QĐ-BCN を公布した。この計画では、「裾野産業企業」の明確な定義は示されず、その対象分野を「繊維・縫製」、「皮革・履物」、「電子・情報技術」、「自動車」、「機械製造」の 5 つに限定した。また、この計画では、①2020 年までに、繊維・縫製、皮革・履物産業の原材料の 80% を国内調達する、②高度に統合された半導体設計・生産拠点を開発する、③バス・トラック生産における国内部品使用率を 75～85% に引き上げる、といった意欲的な目標が掲げられた。しかし、この計画はあくまで裾野産業振興の方向性を示した省レベル（工業省）の決定であり、法令文書ではなかったため、計画内で提案された支援・優遇措置の実施には法制化が必要だった。

この課題解決のために、首相は 2011 年 2 月 24 日付決定 12/2011/QĐ-TTg を公布し、第 4 条で裾野産業の振興を促進する優遇政策を規定した。その内容は、「投資主は現行の規定に基づきプロジェクトを立案し、適切な優遇措置を具体的に提案し、裾野産業振興プロジェクト審査会に提出する。審査会はその内容を検討し、首相に報告して決定を行う」というものだった。この優遇政策は、2011 年 8 月 26 日付政府首相の決定 1483/QĐ-TTg で規定される「優先発展対象の裾野産業製品リスト」に含まれる製品にのみ適用された。しかし、企業からの評価によると、この規定は不明瞭であり、「許可を求めれば検討する」といういわゆる「お伺い方式」であったため、優遇措置適用申請を行う企業は少なかった。その結果、2014 年までにこの政府首相の決定 12/2011/QĐ-TTg による優遇措置を受けた企業は 1 社のみであった。同社が受けた優遇措置の内容は、法人所得税の減免（最初の 4 年間は全額免除。5 年目以降は最大 50% の減税）である²。このように、裾野産業振興促進政策は存在していたが、企業の実際のニーズには十分に答えられていなかった。そのため、2014 年 9 月に開催された「裾野産業振興に関する政令草案の協議会」において、ベトナム裾野産業協会（VASI）は裾野産業関連企業の意見を代表する形で、より具体的で実践的な優遇政策の策定を政府に要請した。

¹ [Cần ưu tiên hỗ trợ doanh nghiệp công nghiệp hỗ trợ về vốn](#)

² [Chính sách phát triển công nghiệp hỗ trợ chưa "chạm" đến DN](#)

その要請に応える形で、2014年に商工省は「2030年までのビジョンを含む2020年までの裾野産業振興の総合計画」を策定し、2014年10月8日付決定 9028/QD-BCTとして公表した。この計画では、裾野産業を三つの主要分野、すなわち①部品・部材（機械部品、プラスチック・ゴム部品、電子部品を含む）、②繊維・縫製・皮革・履物、③ハイテク産業向け部品に分類し、それぞれに対する振興戦略を定めた。2015年に入ると、政府は2015年11月3日付政令 111/2015/ND-CPを公布し、裾野産業の発展促進のための支援政策および優遇政策を規定した。

この政令は、従来の政府首相の決定 12/2011/QD-TTg および政府首相の決定 1483/QD-TTg に代わるものとして施行され、裾野産業の定義や適用範囲、企業が享受できる支援および優遇措置が明確に示された。また、政府の政令 111/2015/ND-CP の付属書として、「優先発展対象の裾野産業製品リスト」も提供され、対象分野として「繊維・縫製」、「皮革・履物」、「電子機器」、「自動車」、「機械製造」、「ハイテク産業」の6分野が挙げられている。政府の政令 111/2015/ND-CP で定める裾野産業向けの支援・優遇措置は、投資法や中小企業支援法といった既存の関連法規で定められている支援・優遇措置の枠内で最高レベルに相当する内容が適用されている。

商工省によると、2024年末時点で、200件以上の裾野産業製品生産プロジェクトが認定を受け、優遇措置による恩恵を享受している。

2. 裾野産業振興政策における支援・優遇措置

政府の政令 111/2015/ND-CP に規定する支援・優遇措置の詳細を、以下の表にまとめた。

表1：裾野産業の振興支援政策（政府の政令 111/2015/ND-CP 第II章）

1	研究・開発 (第4条)	優先発展対象の裾野産業製品の研究・開発・生産： 1. 研究開発費、試験生産費用の支援 2. 土地に関する支援 3. 研究設備にかかる投資費用の支援
2	技術の応用・移転 (第5条)	優先発展対象の裾野産業製品の生産技術移転： 1. 製造企業と技術保有機関との連携による技術移転に対する費用の支援 2. 試験・試作加工費用の支援 3. 国内の鉱物資源を利用する原材料生産プロジェクトに対する費用支援
3	人材育成 (第6条)	裾野産業振興プログラム（政府首相決定 68/QD-TTg に詳細を規定）による人材育成費用の支援
4	国際協力 (第7条)	裾野産業関連の国際協力プログラム（国際的な連携による裾野産業振興に向けた投資誘致、企業間ネットワークの構築、技術移転の促進、教育機関と連携した人材育成などを含む）への参加支援
5	市場開拓支援 (第8条)	貿易促進プログラムへの参加、商標登録費用、展示会参加費用などの支援
6	裾野産業開発センター（商工省内の機関） (第9条)	1. 研究・開発・技術移転の活動支援 2. 裾野産業企業の人材育成コースの主催 3. 裾野産業関連の国際協力プログラムの展開 4. 裾野産業製品の貿易促進 5. 裾野産業への投資促進、投資誘致 (裾野産業支援センターの設立にかかる 2018年6月6日付商工省決定 1970/QD-BCT)

7	裾野産業振興プログラム (第 10 条)	1. 生産マネジメントに関する企業の能力向上支援 2. ビジスマッチング、貿易促進、投資促進支援 3. 人材育成、人材開発の支援 4. セミナー、専門家会議、出版物などを通じた裾野産業関連の情報 PR、認識向上支援 5. 裾野産業製品に対する標準・規格の制定、啓蒙の支援 6. 裾野産業データベースの構築・更新支援
---	-------------------------	--

表 2：裾野産業の優遇政策（政府の政令 111/2015/ND-CP 第 III 章）

1	法人所得税	法律 71/2014/QH13（税関連法令の一部を修正・補足する法律）および各施行細則に基づく減免を受けることができる。
2	輸入税	法律 107/2016/QH13（輸出入税法）および各施行細則に基づき、固定資産を形成する輸入製品に対する輸入税の免税を受けることができる。
3	信用	国の投資信用金利で、国家投資信用基金から融資を受けることができる。
4	付加価値税	月次ごと、四半期ごと、年次ごと、のいずれかで申告するかを選択できる。
5	環境保護	汚染対策、環境保護のための投資項目に対して、ベトナム環境保護基金から優遇金利で融資を受けることができる。
6	投資信用	裾野産業の中小企業は、有利な条件で投資資本の最大 70%まで融資を受けることができる。
7	土地・水面の賃借	裾野産業の中小企業は、土地関連法に従い、土地・水面の賃料の減免を受けることができる。

関係各省庁は、上記表 1、表 2 の支援・優遇政策を実施するための施行細則を制定、公布している。それらの概要は表 3 のとおり。

表 3：政府の政令 111/2015/ND-CP のガイドラインである各施行細則

1. 振興支援政策

法令番号	内容	関連
(1) 決定 1970/QĐ-BCT	裾野産業支援センターの設立を承認	表 1 - 6
(2) 決定 68/QĐ-TTg	2016 年から 2025 年までの裾野産業振興プログラムを承認	表 1 - 7
a. 決定 10/2017/QĐ-TTg	裾野産業振興プログラムの管理・実施規定	
b. 通達 29/2018/TT-BTC	裾野産業振興プログラムの予算計画策定・管理・支出のガイドライン	
c. 決定 1403/QĐ-BCT	裾野産業振興プログラムの計画立案、実施・管理組織に関する規定	

2. 優遇政策

法令番号	内容	関連
(1) 通達 55/2015/TT-BCT	優先発展対象の裾野産業製品リストに属する裾野産業製品の生産プロジェクトに対する優遇措置の認定、事後検証の手順・手続き規定	
(2) 通達 01/2016/TT-NHNN	裾野産業振興への融資政策のガイドライン	表 2 - 3

(3) 通達 21/2016/TT-BTC	裾野産業振興に関する政府の政令 111/2015/NĐ-CP の規定に基づく法人所得税および付加価値税の申告の優遇措置に関するガイドライン	表 2 - 1 表 2 - 4
(4) 通達 42/2019/TT-BCT	商工大臣が公布または共同公布した通達で規定する定期報告制度に関する一部規定の修正・補足	
(5) 通達 19/2021/TT-BCT	商工省の通達 55/2015/TT-BCT の修正・補足	
(6) 通達 09/2022/VBHN-BCT	優先発展対象の裾野産業製品リストに属する裾野産業製品の生産プロジェクトに対する優遇措置の認定手続きおよび事後検証の手順の規定 (商工省の通達 55/2015/TT-BCT、商工省の通達 42/2019/TT-BCT、商工省の通達 19/2021/TT-BCT の一部を統合)	

3. 優遇対象

以降は、政府の政令 111/2015/NĐ-CP 第 III 章に規定される優遇政策に焦点を当てる。

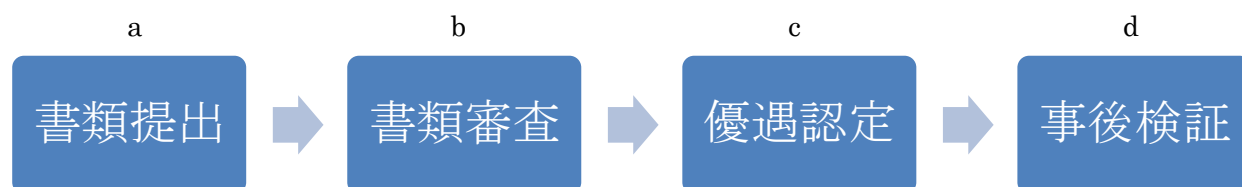
政府の政令 111/2015/NĐ-CP（第 11 条第 1 項）の規定によると、各優遇（表 2 に記載）の対象は、「優先発展対象の裾野産業製品リスト」に含まれる裾野産業製品の生産プロジェクトである。また、それは新規投資プロジェクト、事業拡大プロジェクト、および新しい設備や生産プロセスを導入し、生産能力を最低 20% 向上させる技術革新プロジェクトのいずれかである必要がある。この優遇措置は、優先発展対象の裾野産業製品を生産するすべての組織や個人に適用され、ベトナム企業と外資系企業で区別されるものではない。

また、法人所得税の優遇措置を受けるためには、商工省の通達 55/2015/TT-BCT および商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT の規定に基づき、対象となるプロジェクトは以下の 1、2 のいずれかの条件を満たす必要がある。

1. 2015 年 1 月 1 日以前に国内で生産された優先発展対象の裾野産業製品であり、通達第 09 号の付属書 1 に記載されている製品であること。また、当該製品が欧州連合（EU）の技術基準、すなわち欧州標準化委員会（CEN）が制定する基準または同等の基準（あれば）に適合していることを証明する適合証明書を取得していること。
2. 政府の政令 111/2015/NĐ-CP に付属する「優先発展対象の裾野産業製品リスト」に記載されている製品であり、かつ商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT の付属書 1 には含まれていないこと。

3. 優遇申請から事後検証までの手順・手続き

優遇措置の認定および事後検証の手順・手続きは、商工省の通達 55/2015/TT-BCT および商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT の第 II 章（第 5 条～第 9 条）に規定されており、以下のような流れとなる。



a) 書類提出

- 優先発展対象の裾野産業製品リストに含まれる製品の生産プロジェクトを持つ中小企業である組織・個人は、プロジェクトの実施地の管轄当局または商工省（住所：54 Hai Bà Trưng, Hoàn Kiếm, Hà Nội）に申請書類を提出する。
- 前項に該当しない対象者は商工省（住所：54 Hai Bà Trưng, Hoàn Kiếm, Hà Nội）に申請書類を提出する。
- 申請書類の提出方法は、①直接持参、②郵送、③オンライン申請のいずれかを選択できる。
- 優遇認定申請に必要な書類：
 1. 優遇認定申請書（商工省の通達 55/2015/TT-BCT および商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT の付属書 2 に準拠）
 2. 企業登録証明書または事業登録証明書
 3. プロジェクトの詳細説明書
 4. 環境影響評価報告の承認決定書
 5. 欧州連合（EU）技術基準またはそれに相当する基準に適合していることを証明する認証書
- 提出書類は 6 部（原本 1 部、コピー 5 部）。書類を直接提出または郵送する場合、封をして提出し、封筒の外側には申請者（組織または個人）に関する情報を明記すること。
- 提出後 5 営業日以内に、管轄当局または商工省は書類の完全性および適法性を確認する。書類が不完全または不適法である場合、管轄当局または商工省は申請者に対し、補足・修正を求める通知を文書で送付する。

b) 書類審査

管轄当局または商工省は、完全かつ適法な書類の受領日から 15 営業日以内に申請書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施する。審査結果は遅くとも 30 営業日以内に文書で通知される。管轄当局または商工省は以下の項目について審査を行う。

1. 政府の政令 111/2015/NĐ-CP の規定に対する生産プロジェクトの適合性
2. プロジェクトの法的手続き
3. プロジェクトで導入されるテクノロジー、技術的ソリューションの実現可能性と合理性
4. プロジェクトの財務能力、投資効果
5. プロジェクトの環境保護要件を満たす能力

c) 優遇認定

- プロジェクトの実施地の管轄当局または商工省は、優先発展対象の裾野産業製品リストに含まれる中小企業の生産プロジェクトに対して優遇措置を認定する。
- 商工省は、前項に該当しない優先発展対象の裾野産業製品リストに含まれるその他の対象者に対して優遇措置を認定する。
- 企業から提出された申請書類に基づき、管轄当局または商工省は完全かつ適法な書類の受領日から 30 営業日以内に審査を行い、結果を企業に通知する責任を負う。
- 企業は、優遇措置認定証の取得後、財務省の通達第 21/2016/TT-BTC（政府の政令 111/2015/NĐ-CP に基づく付加価値税の申告および法人所得税の優遇に関するガイドライン）に従い、税の申告と計算を行う。企業が法人所得税の優遇措置を受けている期間中に複数の生産・事業活動を行う場合は、優先発展対象の裾野産業製品の生産プロジェクトから得た売上を区分して申告し、法人所得税の優遇措置を受ける必要がある。

d) 事後検証

- 商工省が主導し、関連省庁・機関と連携して、ベトナム国内の優遇対象プロジェクトを検査する。各省・中央直轄市の商工局は、管轄地域内の優遇対象プロジェクトを検査する。

- 事後検証は、政府の管理要請に基づき、定期的または随時実施される。商工省または各省・中央直轄市の商工局が検査班を編成する。
- 検査班は、企業を訪問し、以下の項目について検査を実施する。
 1. 法的書類の確認
 2. 施設・設備の確認
 3. 受けた優遇措置の確認
 4. プロジェクトの進捗状況の確認
 5. 優遇対象プロジェクトの製品の確認
- 検査内容はすべて検査報告書にまとめられる。違反が発覚した場合、検査班は関係当局に対し、規定に従った適切な処分を勧告する責任を負う。
- 以下のいずれかの状況に該当する場合、管轄当局は違反した組織・個人に対し、優遇認定証を取り消し、これまで減免を受けた税額の返還を求める。
 1. 生産過程において、優遇対象製品に変更があったにもかかわらず、管轄当局に報告しなかった場合。
 2. 優遇認定を受けてから 18 ヶ月以内に、登録された製品の生産が行われなかった場合。
 3. 検査班の勧告に基づくその他の違反が発覚した場合。

4. 組織・個人の報告義務

優遇措置を受けた組織および個人は、毎年 1 月 31 日までに、2022 年 9 月 23 日付通達 09/2022/VBHN-BCT 付属書 4 内のフォーム 01 を使用し、優遇対象製品の生産・事業状況を商工省（工業局）へ文書で報告する責任を負う。報告書は、郵送または電子メールで提出する。

III. 優遇措置を受けている企業へのヒアリング結果

実際に優遇措置を受けている複数の企業に対し、申請手続き、利用状況などについてヒアリングを実施した。対象企業には、ベトナム企業および外資系企業が含まれ、企業規模や業種は異なる。その結果は以下の通り。

1. 書類審査機関

政府の政令 111/2015/ND-CP および関連規定によると、中小企業は優遇措置認定を申請する際、所在地の管轄当局に申請書類を提出することができる。しかし、実際には、多くの企業が申請書類を商工省に送付している。これは、地方の管轄当局が審査および優遇措置の認定業務を行うための十分なリソースを持たないため、申請の受理を拒否するケースが多いことが理由である。

2. 審査期間と優遇認定証発給

商工省の通達 55/2015/TT-BCT および商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT の規定によると、管轄当局および商工省は、申請書類の完全性および適法性の確認に 5 営業日、申請内容の審査に 15 営業日、そして優遇措置の認定結果の通知までに最大 30 営業日を要するとしている。しかし、実際にはそれ以上の期間がかかる場合もある。

その主な要因は、提出書類の不備にある。特に、生産プロジェクト説明書の修正や説明を求められるケースが多く、それに伴い審査が遅れることがある。また、中小企業の場合、申請業務を担当する職員が他の業務を兼任していることが多く、申請書類の作成や修正に時間を要する。一方、大企業は申請にあたり人員を割くことができるため、書類の準備や修正がスムーズに進む傾向にある。なお、専門のコンサルティング会社に申請業務を委託する場合もある。

3. 認定証発給後の手続き

企業は商工省から優遇措置認定証を取得した後、地方税務当局に申請して認定を受けることで、税制優遇が適用される。

政府の政令 111/2015/ND-CP が 2015 年に施行された直後に認定証を取得した企業の中には、ただちに税制優遇を受けることができなかったところもみられた。その原因は、当初はまだ税制優遇適用の前例がなく、地方税務当局が判断に時間を要したことにある。今回のヒアリング先にも、遅れて税務当局からの認定を受けた企業があるが、申請時に遡って税制優遇を受けることができたというコメントがあった。

優遇措置の認定証取得後、地方税務当局で認定されないケースもみられた。例えば、優遇措置の対象となるプロジェクトで生産する製品の売上高を他の製品と明確に区別して計上できない場合が当てはまる。法人所得税の減免は、対象となるプロジェクトで製造される製品の売上高に対して適用されるため、その製品を用いて他の製品を製造する場合など、対象製品のみの売上高の計上が難しい場合は注意が必要となる。

そのほか、銀行から融資を受ける際に、信用を示す書類として認定証を利用した企業もあった。

4. 優遇措置適用後の検証と定期報告

商工省の検査班による優遇措置適用後の検証は、商工省の通達 55/2015/TT-BCT および商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT で定められた内容に沿って実施されており、今回のヒアリング先の中には、検査により優遇措置認定証が取り消されるなどの不利益を被った企業はなかった。なお、定期報告について、商工省の通達 09/2022/VBHN-BCT の付属書 4 で報告書のフォーマットとなる様式が定められており、それに従って年末に商工省へ報告書を提出する必要がある。

5. 裾野産業優遇政策に対する企業の評価

今回ヒアリングした企業は、概ね政府の優遇政策を高く評価している。具体的には、法人所得税の減免によって浮いた費用を、再投資や従業員の給与引き上げ、初期の設備投資に伴う借入金を返済に充てることができるといった声があった。このほか、優遇措置の対象となる製品リストの拡充や申請の支援などを行い、より多くの国内裾野産業企業が優遇措置を受けられるようにすべきという意見もあった。

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ハノイ事務所

CornerStone Building 9th Floor, 16
Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem
District, Hanoi, VIETNAM

TEL : 84-24-3825-0630

E-mail : vha-bd@jetro.go.jp